

# 指定校変更・区域外就学基準表

令和5年2月3日改正

江東区教育委員会

## 承認基準

| 番号 | 条 件  | 備 考  |
|----|--|--|
| 1  | 通学区域外への転出・転居後、引き続き在籍校への通学を認めることに合理的理由があると認められるとき     |  |
| 2  | 近い将来、通学区域内に転入・転居することが確実であり、変更を認めることに合理的理由があると認められるとき | 転入・転居先の住所、入居予定日、契約者を申請書に明記すること（売買契約書の写し等を添付） |
| 3  | 児童・生徒の身体的理由により、変更の必要性があると認められるとき                     | 具体的な身体的理由を申請書に明記すること                         |
| 4  | 学校統廃合を理由とするとき  |  |
| 5  | 調整区域を理由とするとき   |  |
| 6  | その他、教育委員会が教育的配慮により、変更の必要性があると認めるとき                   | 変更を希望する具体的な理由を申請書に明記すること                     |

※ 原則として、受入れを行う学校に相談のうえ、学校長が発行した意見書を教育委員会に提出すること（承認基準「5」による場合を除く）

※ 受入れを行う学校へ通学可能であると認められる場合に限る